

令和4年度6月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和4年6月10日(金)

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 本庁舎3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 11名

事務局 2名

1	開会宣告	午前9時30分
	事務局	これより令和4年度第3回目の定例会を開催します。
2	会長挨拶	会長挨拶
3	議事録署名委員 選任	議事録署名委員は、5番 野坂委員・ 6番 内藤委員にお願いします。
4	報告事項	
		【報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
	加川議長	報告第6号について、事務局より報告をお願いします。
	事務局長	報告第6号の1～4番の朗読
	加川議長	皆様の方から報告第6号の1～4番について、何かご質問・ご意見はありますか。
	加川議長	ないようですので、報告第6号の1～4番、報告させていただきます。
		【報告第7号 公共工事の施工に伴う工事附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
	加川議長	報告第7号について、事務局より報告をお願いします。
	事務局長	報告第7号の1番の朗読
	加川議長	皆様の方から何かご質問・ご意見はありますか。
	加川議長	ないようですので、報告第7号の1番、報告させていただきます。
5	議事	
	加川議長	議事に入ります。
	加川議長	議案第14号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局より説明をよろしくお願いします。第1番～2番と3番～6番に分けて審議します。
	事務局長	議案第14号1番～2番の朗読
	加川議長	事務局の説明が終わりましたが、1～2番の案件につきまして中曾委員説明をよろしくお願いたします。
	中曾委員	議案第14号1～2番につきまして、さきほど事務局から報告がありましたように、5月30日、妹尾委員、宅野委員と事務局と私と5名で現地確認をしました。はじめに1番の金廻の件ですが、これは前から圃場整備がされていなくて、実際申請者の方が畑地として、だいぶ前から持っておられましたが、そこに以前は庭木等が多数植えられていました。ご主人が亡くなられてもう十年以上経ちまして、廻りの竹林といえますか、山林からゴズバカズラが生えてきて、完全に山林化しているような状態でした。

	<p>これは農地に回復するのは不可能な状態です。</p> <p>2番目の件ですが、同じメンバーで現地確認をしました。</p> <p>これはだいぶ前、30～40年くらい前からここへ、隣の母屋の道路をはさんで作業場として使っておられましたが、最近になって壁を壊されて土台だけが残っているような状態です。ここも村内の未整備田ですので、農地として回復するのは困難でありますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
加川議長	妹尾委員、何か補足説明ありますでしょうか。
妹尾委員	<p>さきほどの中曾委員の方から説明がありましたとおりです。</p> <p>ちょうど私の田んぼの作っていましたところの隣、中曾委員が言われたように山林化になっています。確認しましてこれは非農地ということでしたので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
加川議長	宅野委員、何か補足説明ありますでしょうか。
宅野委員	ただいまの中曾委員、妹尾委員が詳しく説明されたとおりですので、皆様、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	<p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第14号の1番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
加川議長	全員賛成。議案第14号の1番は承認されました。
加川議長	<p>続きまして議案第14号の2番の案件につきましての採決に入りたいと思います。</p> <p>2番につきましても特に意見がないようですので、議案第14号の2番の案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
加川議長	全員賛成。議案第14号の2番は承認されました。
加川議長	続きまして3～6番の案件につきまして、一括して、説明をよろしく願いいたします。
事務局長	議案第14号3番～6番の朗読
加川議長	亀山委員、説明をよろしく願いいたします。
亀山委員	<p>議案第14号1～6番につきまして、6月2日に、事務局から報告がありましたように小西委員、内田委員と事務局2名と私と5名で現地確認をしました。それから立証者の申請者の方も4名ほど来られて、一緒に見させていただきました。</p> <p>植林もされていますし、4番目の案件は雑種地になっていますが、元に戻すということは不可能な状態だと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。</p>
加川議長	小西委員、何か補足説明ありますでしょうか。
小西委員	さきほど事務局並びに亀山委員から説明のあったとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	内田委員、何か補足説明ありますでしょうか。
内田委員	さきほど亀山委員、小西委員の言われたとおりで、見る限り山林でした。審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
福島委員	これは結構区画としたら、きちんとした区画になっていますが、何年か前に構造改善と

	<p>いいですか、事業を受けてこういう区画にされたのでしょうか。その辺が見えていないのですが。</p>
事務局長	<p>区画整理はされていません。こちらは平成28年位に地籍調査をしたのですが、その時は境界の話を中心にしている、地目の方まで気が回らなかったということです。その当時からもう山林になっていたということです。この度、そういえば地目を変えていなかったということで、声を掛けて申請できる人だけ行きました。ただこれを見ると、この周りの方もすでに山林となっている地目がかなりありまして、そちらも話が付いた人から随時、申請していかうかというような話を地元の方でされています。こちらに住んでおられない方もおられるそうですが、地目を随時変えていった方がいいのではないかと、というように地元の方は思っている、というような話でした。</p> <p>実際、梨畑などで活用している方もおられますが、エスエスなどもだいぶ古くなってきたので、壊れたらどうしようかというような話も地元の方では出ていました。</p>
福島委員	<p>これは、あえてきちんとした区画に分けておられるのですね。</p>
事務局長	<p>多分、分け山か何かがあったのを開墾する時に、きちんと枝番が付いていますので、そのような形で、集落内の当時おられた方に分けられたのではないのでしょうか。この図面を見ると、米子道の下側の方もわりときちんとした区画に分けられていますので、その当時、もともと一筆なり二筆あったものを個人分けする時に、現地できちんと分けられたのではないかと思います。</p>
福島委員	<p>はい、わかりました。</p>
内田委員	<p>こちらは基盤整備していません。皆さんに分けて、ここは畑に使っています。2～30年も前の話です。その頃に植林された人もおられますし、そのままなげておられた方もいます。そういう形ですので、この形で残っているのは、その時に分けた分け方がこういう形だったのではないかと思います。</p>
福島委員	<p>山になってしまえば、せつかくきれいに分けてあるのに、隣の屋敷はどこからどこまでかということが分からなくなってしまうと思いますが。</p>
亀山委員	<p>境界がわかるようにということで、水道管みたいな物を立てられてわかるようにしてありました。</p>
畑委員	<p>これはいつ頃の図面ですか。普通高速道路が出来る前の農地がまだ残っているような状態に見えます。</p>
事務局長	<p>これは地籍調査の成果、航空写真と公図というのをマッチングさせたものの成果が出る前で、そのあと更新するにはまた費用がたくさんかかります。公図の方だけでよかったら、地籍調査室に言えば図面は出ます。これは古い図面です。</p>
畑委員	<p>地籍調査後のきちんとした図面はあるけれど、とりあえずこれは古い図面だということですね。わかりました。</p>
井上委員	<p>この写真を見る限りでは、みんな山林等になっているわけですが、夏に行われる農地パトロールの時などに、パトロールされてA判定とかB判定とかいうのをやっておられると、この書類上に『B判定』とあがっていればスムーズに進むと思いますが、それをされているのですか、されていないのですか、それをお伺いしたいと思いますが、いかがですか。</p>
亀山委員	<p>見に上がる時には、こちら辺りは見に上がりません。</p>
井上委員	<p>わかりました。また今年もありますから、この辺りを重点的にお願いします。</p>

加川議長	そういうことですので、またよろしく願いいたします。 その他に皆様の方からこの案件につきまして、何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 3番～6番までを一括して採決したいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第14号の3～6番は承認されました。
加川議長	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明を よろしく願いいたします。
事務局長	議案第15号の朗読
加川議長	事務局の説明が終わりましたが、15号の案件につきまして中曾委員説明をよろしくお 願いいたします。
中曾委員	議案第15号につきまして、5月30日に現地確認をしました。 妹尾委員と宅野委員、事務局と譲受人の方の代理人として、行政書士の方が来ておられ ました。この土地は譲渡人の方はさきほど説明がありましたように、すぐ隣に母屋があ って現在は住んでおられなくて、十何年以上前から完全に空き家になっています。 その関係でこの前の航空写真には、実際同じ土地の中に作業場が写っていますが、以前 に撤去されています。この作業場が985番地-1で、ここは圃場整備してなくて農 振の除外地です。その隣の2387番地の土地、これは隣接した土地ですが、ここは圃 場整備地区に入っていました。周りに圃場整備していない土地がありまして、変形し た圃場整備田になっています。これも合わせて譲受人の方が購入されることになりまし たので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	妹尾委員、何か補足説明ありますでしょうか。
妹尾委員	さきほど中曾委員の説明がありましたとおりでですので、審議のほどよろしく願いいた します。
加川議長	宅野委員、何か補足説明ありますでしょうか。
宅野委員	ただいま中曾委員の説明のとおりですので、審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	説明が終わりましたが、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
畑委員	ちょっとお聞きしますが、この土地というのは、地目は『田』となっていますが、現状 も『田』でよろしいでしょうか。
事務局長	圃場整備をされている地番は、明らかに『田』です。圃場整備されていないところも、 建物が取り壊されていて、奥の方はまだ現状としては畑に復旧することが可能ではない かと思います。多少草は生えていますが、『田』ということでもいいと思います。 しばらく前までその作業小屋の向う側の方は、申請者の方がおられた頃までは『田』と して、使われていたそうですので、『田』でいいと思います。
畑委員	売買価格がすごく高いので、現状が『宅地』みたいな感じなのかと思って質問してみま した。結局、現状的にはまだ農地ということですね。
事務局長	『田』でいいと思います。
中曾委員	ほんの村内での売買だからだと思います。
畑委員	村内にしても、高いと思いますので、聞いてみました。

加川議長	その他に、皆様の方から何か質問等ありますでしょうか。
加川議長	他に質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第15号は承認されました。
事務局長	議案第16号 農用地利用集積計画の審議についてですが、 今回8～9件目が中曾委員に関する案件ですので、先に審議したいと思います。 議案第16号-1 中曾委員の農用地利用配分計画に関する案件、朗読 議案第16号-2 その他の者による農用地利用配分計画に関する案件、朗読 最初に中曾委員の案件を審議したいと思いますので、中曾委員さん、ご退出をお願いいたします。
中曾委員	退席
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	その他に何か、皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第16号-1、8～9番は承認されました。
中曾委員	着席
加川議長	議案第16号-2 その他の者による農用地利用集積計画の案件について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第16号-2 8～10番以外の台帳番号の農用地利用集積計画の案件、朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問等ありますか。
加川議長	その他に何か、皆様からご質問等ありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	以上で、議案第16号-2、その他の台帳番号は承認されました。
加川議長	続いて、議案第17号 農用地利用配分計画(案)の審議について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	議案第17号についてですが、中間管理機構の事業です。議案第17号朗読
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
加川議長	質問がなければ採決に入りたいと思います。この案件につきまして、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成、議案第17号は承認されました。
加川議長	議案第18号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	この度、最適化推進委員の最適化の内容を見える化することが重要ということで、今年度から新たに設定をするような話になった案件です。 農業委員の年度ごとの最適化活動とか、農業委員の活動記録簿に記録するとか、点検評価を公表するとかというようなことを目標に、今年度から新たに農業委員、最適化推進

	委員にお願いをしている案件です。詳しくは事務局から説明します。
事務局	議案第18号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について、朗読・説明
加川議長	この案件につきまして、皆様何かご質問がありますか。
畑委員	活動日誌の事ですが、先月の分で定例会はだめだということで、『2』と『3』の活動の分だけということで、私は今回4件しか出していません。農地の移動相談等があれば、件数が稼げますが、ただ『4』番の件は、ほとんどが農地パトロールで出させていただいています。その辺はどうなのでしょう。この目標では7件出すということですね。毎日水路は見に行きますが、それを毎日出すわけにはいかないでしょうから。
事務局	毎日水路を見に行かれているということなら、圃場の現場の状況を確認しているということで、出していただければいいと思います。
畑委員	私が言いたいのは、毎日田を見に行くのは、たとえば私は二部地区全体をフォローしていますが、他の地区というのは農地パトロールとかそういう感じで、月に2回くらいは全体を回っておられますが、それは自分の農地がある集落の農地でもいいわけですか。
事務局	会議で聞いたことでは、ご自分の集落でももちろん大丈夫ですし、自分の田畑に行かれる際に、通りがかりの他の方の圃場を見たということでも出していただければいいということでした。
野坂委員	今の関連質問ですが、水路を見て回るのがいいのはわかりますが、この活動は農業委員としてではなくて地域での関係での活動だと思いますので、それを出していいものでしょうか。
井上委員	そういうのは農業委員としての活動ではなくて、水利管理者としての活動ですからだめだと思います。
篠田委員	『遊休農地があるかどうかを確認した』というのが例として、書いてありましたよね。
井上委員	周りの田を見て回るのはいいいと思います。
篠田委員	最初の話だとそれを5件も6件も書けないということだったので、何日も出ても書けないということならどうしようと困っています。
事務局	それでもいいです。田畑に出られる時に、通り道の周りの田畑の状況を見たということでももちろんカウント出来るということです。実際、他の市町村でも活動記録の付け方について、やはり困られています。
畑委員	農地パトロールをしていて、途中で草刈等している人がいて、情報を得たのならいいですけど、ただ圃場を見て回っただけで、本当にそれを書いて出す価値があるのかということです。
加川議長	水路の水を毎日見に行くのは、農家としては当然のことですが、そういうことを書いてもいいのかどうか、その辺りの事を農業会議の方に聞いてみて下さい。
中村委員	今聞いていましたら、農地パトロールで毎日水路の水を見に行くことを書いてもいいと言われましたが、私達はそういうことを書きたくはないし、加川会長が言われるように県の農業会議に聞いて、それでもいいかどうか確認してもらえば、皆が8回以上は絶対書けます。私達も毎日水路の水を見に行っていますから。それを確認してもらって、次回の定例会で発表して下さい。
事務局	わかりました。
畑委員	どういう内容を具体的に知りたいと思います。活動日誌に書き方のポイントが最初にあって、説明が書いてありますが、本当にそれでいいのかということをもう1回確認し

	<p>てもらって下さい。書けばよい、提出すればよいというものではありませんから。今言われるように、集落の分は、農業委員の立場として回っているわけではありません。</p>
井上委員	<p>この結果は、県の農業会議には何を報告されるのですか。たとえば、〇〇委員が何日行かれましたとの実数を作成して、それを報告するのですか。</p>
事務局	<p>達成率の報告もありますが、各委員さんの個別の点数は事務局で把握するために表を作成しますが、報告としては、今の活動目標の点検評価というのが最後に出るのですが、それに『概ね達成できた』とか、全体としての評価が出てくるようになります。</p>
畑委員	<p>最終的に達成率が100パーセントを超えているか、下手して50パーセントを切っていたら、この人は農業委員として適していないというような評価をされるわけですね。</p>
事務局	<p>あまり達成出来なかったという文言がひとつ出てきます。</p>
安酸委員	<p>報告されるのは、『1-①』が何件、『1-②』が何件というような形ですか。</p>
事務局	<p>そこまでは、県には報告しません。最後の全体としての評価だけを報告します。</p>
加川議長	<p>まだ始まったばかりで、誰もが未知の世界なのでなかなか難しいと思います。ですので、畑委員さんの質問の件は、県の農業会議の方へ聞いていただいて、また次回に報告があると思います。</p> <p>それ以外について、皆様方から何かありますか。</p>
福島委員	<p>遊休農地の解消というところについて、少し疑問のところがあります。これは多分役場へのお願いになると思いますが、今農地パトロールでA判定、B判定とかにしているところを回って調べますが、B判定にしたところでも、田になるのではないかとというようなところがあります。そういうところになぜ直さないのかといたら、課題のところに書いてありますが、高齢化によって後継者がいないとか、イノシシ等が入って荒らされて困るなど書いてあります。そういうところは遊休農地になって投げられてしまわれるようになります。今うちの集落では、田になりそうなところにワイヤーメッシュをかけていって、もうほとんどかけ終わりましたが、離れた農地には、役場が今現在の内容ではワイヤーメッシュの補助をしてくれません。</p> <p>離れた土地を農地に回復しようとする、ワイヤーメッシュで囲って農地にすれば農地に回復出来るところが何か所かあります。</p> <p>この前聞いた時には、そういうところは大枠を囲ってあるから、もう集落内にはワイヤーメッシュがないと言われました。今後そういうところがまた出たら、農地が離れていても、遊休農地でなく農地に返還しようと思えば、ワイヤーメッシュを分けてもらえるかどうか、役場へ相談に行こうと思っています。補助金が出るかどうか、教えて下さい。出来たら出してほしいです。</p>
加川議長	<p>ちなみに、その農地の面積はだいたいどれくらいですか。</p>
福島委員	<p>そういう田んぼだから、そんなに1反も2反もないと思うので、5畝とか4畝とかだと思います。自分はもう耕作出来ないからと投げられておられると、どうしたってイノシシも出て悪さするし、遊休農地になってしまいます。</p>
加川議長	<p>なかなか難しいところです。やはりある程度大きい固まったところなら、ぐるりと囲めばいいですが、ひとつひとつということになると、かなり材料が必要になってきます。一括購入のワイヤーメッシュはしておられますが、資材が結構高いので、なかなか言いにくいと思います。</p>
福島委員	<p>担当者に言うと、それは出来ないと言われますが、本当は、遊休農地を無くすためには</p>

	そういったのを出してほしいと思います。
事務局長	複数人数の受益があればいいのですが、ひとりだけの農地を囲うというのはなかなか難しいと思います。
福島委員	言われることもわかるのですが、遊休農地を無くするようという趣旨が上がっているので、そういうところからしていかないと、遊休農地は無くならないと思います。
井上委員	田になるようなところであれば、B判定にすべきではありません。その時に、A判定にしておかないといけません。
福島委員	正確にいうとそうですが、今草が生えていたり、ちょっと木が生えていたりすると、もう農地には出来ないということで、判定ではA・B付け難いところがあります。
井上委員	農業委員が回るでしょう。そういうところはB判定にすべきではありません。
畑委員	とりあえずA判定にしておきます。B判定の農地の所有者には今後どういうふうにその農地をされますかという農地意向調査を町の方が出しますから。私は前回の農地パトロールの時に遊休農地を全部A判定に戻しました。5年も10年も管理していないところでも、機械が入れば元に戻るようなところは、A判定にしなさいということでしたので。A判定にしておいてもらって、農地利用意向調査をかけて、担い手がいないとか、後継者がいないとか言われた時には、もうどうしようもないのでB判定に落ちるかも知れません。
福島委員	ですが、もうB判定で赤の線を入れてしまったらだめではないですか。
井上委員	それは今年か来年に修正すればいいです。
福島委員	ただ修正した時に、そういうワイヤーメッシュとかの補助が使えればと思います。
井上委員	ワイヤーメッシュとかの問題は、農業委員会で諮らずに、産業課に言って下さい。農業委員会で言われても、答弁出来ません。
野坂委員	JRが草刈りをしないので、遊休農地になりかけている場所があります
加川議長	その辺りの問題は、岸本区の区長さんからJRに頼んでいただくということで、すぐ解決すると思いますので、よろしく願いいたします。 その他に皆様方の方から何かありますか。
加川議長	その他に質問がなければ、これで報告ということにしたいと思います。
加川議長	以上で、本日の案件は全て終了しました。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
事務局	特にはありません。
加川議長	次回の定例会は、7月11日月曜日、午前9時30分から本庁舎3階の大会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。 午前9時から農地部会を行いますので、農地部会員の方は、出席をお願いします。 次回は農地パトロールの連絡もありますので、全員出席をお願いします。
加川議長	以上をもちまして、第3回の農業委員会定例会を終了いたします。
7 閉会	午前10時45分



上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

5番 野坂賢一

6番 内藤陽博

